

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成28年度第1回美里町情報公開審査会
- 2 開催日時 平成28年5月9日(月)  
午前10時から午前10時30分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階小会議室
- 4 会議に出席した者
  - (1) 委員 鎌田明会長、佐藤賢二委員、古川隆委員、鈴木絢子委員
  - (2) 事務局 総務課 伊勢課長、高橋課長補佐、森主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
  - (1) 会長及び職務代理者の選出について 公開
  - (2) 行政不服審査制度の改正について 公開
  - (3) 情報公開制度の運用状況について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
  - ・行政不服審査制度の改正について
  - ・平成27年度情報公開制度の施行状況
- 9 会議の概要

議事の概要

  - (1) 会長及び職務代理者の選出について  
会長は鎌田委員、職務代理者は佐藤委員とする。
  - (2) 行政不服審査制度の改正について  
資料に基づき事務局が説明を行った。
  - (3) 情報公開制度の運用状況について  
資料に基づき事務職が説明を行った。

【発言内容の記録】

(委嘱状の交付)

伊勢課長 開会に先立ち、委員に就任いただきました委員皆様に委嘱状を交付いたします。お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

(町長より委嘱状をお一人ずつ交付)

伊勢課長 それでは、美里町情報公開審査会を開催させていただきます。まず初めに、美里町長相澤清一から御挨拶申し上げます。

相澤町長 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。私から美里町情報公開審査会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

皆様には、日頃、美里町の行政運営につきまして、御理解と御協力を賜り、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。また、この度は、委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

御存じのとおり、情報公開審査会は、情報公開に係る町民の権利救済を図るという極めて重要な任務を担う機関でございます。また、扱う案件の性質上、委員には高度な学識経験を必要とする機関でもあります。情報公開に係るトラブルを解決するには、情報公開の理念を深く理解し、町民の目線に立った審理を行う一方、行政実務に係る深い知識を必要とします。そのような難しい審査会ではございますが、これまで公正・公平な審理を行ってきた委員の皆様を引き続き委員をお引き受けいただき、大変心強く思っております。

さて、町といたしましては、行政運営の透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度、行政情報コーナーの運用、附属機関の会議の公開など、様々な方法により積極的な情報公開を図っているところでございます。求められる前に情報を出していくことで簡易、迅速な情報公開を実現できる一方、開示した情報からさらに踏み込んだ情報を求められたり、開示した情報が原因でトラブルになるケースも見受けられます。町民に丁寧な説明を尽くすことにより、不服申立てを回避し、皆様のお手を煩わせないようにするのが一番とは思いますが、諮問案件が発生した際は、皆様のお力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

伊勢課長 ここからは審査会の議事となりますので、町長は退席させていただきます。

議事へ入る前に、事務局職員を紹介させていただきます。4月1日付けで総務課に配属されました課長補佐の高橋です。引き続きとなります主事の森です。最後になりますが、総務課長の伊勢でございます。よろしくお願いいたします。

伊勢課長 それでは次第の3番目、議事に入ります。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、私が仮議長を務めさせていただきます、会議を進行して参ります。

なお、不服申立てに係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原

則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では不服申立て案件を扱いませんので、会議は公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

議事の1番目、会長及び職務代理者の選出です。会長の選出については、美里町情報公開条例第27条に規定されており、第1項には、互選によって会長を選出することが規定されております。また、会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。お諮りいたします。互選とありますが、どのような方法で選出いたしますか。

佐藤委員 推薦がいいと思います。

伊勢課長 推薦ということで。他薦でございませうか。

佐藤委員 鎌田委員がいいと思います。

伊勢課長 佐藤委員から鎌田委員というお声がありましたが、皆様いかがでしょうか。

鎌田委員 今まで2回会長職を仰せつかってまいりましたが、どうでしょうか。

佐藤委員 経験その他を考えると私は鎌田委員がよろしいと思います。

古川委員 はい。よろしいと思います。

鈴木委員 よろしいと思います。

鎌田委員 よろしいでしょうか。そういうことであれば、やらせていただきます。

伊勢課長 ありがとうございます。それでは、満場一致で鎌田委員に会長をお願いするというに致します。よろしくお願いいたします。会長が選出されたことから、私の議長はここまでとなります。この後の議事について、鎌田会長、よろしくお願いいいたします。

鎌田会長 改めまして、皆様、御苦勞様です。ただいま、御指名いただきました鎌田です。会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。皆様より忌憚のない御意見をいただきながら、より良い調査審議を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、始めに会長の職務代理者ですが、情報公開条例第27条第3項には、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理するとありますので、会長が職務代理者を指名することとなります。私から指名させていただきます。佐藤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。

鎌田会長 よろしくお願いいいたします。

それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、古川委員と鈴木委員にお願いいたします。会議録書記については、事務局職員ということでお願いいたします。

鎌田会長 議事の2番目に入ります。行政不服審査制度の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 ただいま説明がありました。この件について何か御質問があれば出していただければと思います。説明は受けましたが、難しい仕組みのような感じがします。何かございますか。

佐藤委員 条例の主な改正は、字句の整理と、今まで不服申立てといていたものが審査請求という表現に変わるということですよね。

森主事 はい。字句の整理です。それから、情報公開条例の改正でポイントとなるのは、資料の4ページ、第16条の改正案になります。審理員による審理手続に関する規定の適用除外の規定を設けました。この規定により、情報公開関係の案件については、審理員を経由しないで、審査会で直接審査するというようになります。

鎌田会長 審査請求が出されたときに、全く関係のない部署が審査するというのは、公正という点ではいいと思いますが、時間が長くなりそうですね。不服申立期間が60日から3か月に延長されたのはその辺のこともあるのでしょうか。

森主事 不服申立期間の延長については、不服申立人の権利救済を広げるという趣旨があります。これまで60日であきらめてしまったところを3か月間できるようにするという事です。

鎌田会長 そういう面ではね。ただ、審理が長期化するということも考えられますね。制度がそのように改正されたので、事実として受け止めるしかないです。その他、何かありますか。資料をよく読み込まないと分からない部分もありますから、委員の皆さんがそれぞれ読んでいただいて、疑点があれば後日事務局に照会するという事でどうでしょうか。一度読んだだけでは分からないですからね。

佐藤委員 それでいいと思います。

鎌田委員 それでは、読ませていただいて、分からないところがあればお聞きしたいと思います。次に議事の3番目に入ります。情報公開制度の運用状況について、これは平成27年度の美里町のものかと思いますが、事務局から説明をお願いします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 この件について、何かご質問等はございますか。多いとか、少ないという問題でもないですし、このような事実の報告ということですね。何かございますか。

鎌田会長 3点目について何も無いようですので、以上といたします。

今日の審査会の会議録の作成についてですが、従来のように詳細な議事録とするか、要点のみの議事録とするか、いかがいたしましょうか。私はやはり詳細なものがよろしいかと思いますが。

古川委員 はい。これまでどおりの形がいいと思います。

鎌田会長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

鎌田会長 それでは、そのようにお願いします。他になければ、以上で本日の会議を終了いたします。どうも御苦勞様でございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年 月 日

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_